

(令和7年4月24日現在)
(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官	検察官	報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
最高裁長官		2,038,000	407,600			2,445,600	5,941,279		5,941,279		41,229,758
最高裁判事	検事総長	1,486,000	297,200			1,783,200	4,332,061		4,332,061		30,062,522
東京高裁長官	東京高検検事長	1,426,000	285,200			1,711,200	4,157,146		4,157,146		28,848,692
高裁長官	次長検事、検事長	1,321,000	264,200			1,585,200	3,851,045		3,851,045		26,724,490
判1	検1	1,216,000	243,200			1,459,200	3,544,944		3,544,944		24,600,288
判2	検2	1,191,000	238,200			1,429,200	1,333,473	2,138,589	1,333,473	2,138,589	24,094,524
判3	検3	1,049,000	209,800			1,258,800	1,174,486	1,883,610	1,174,486	1,883,610	21,221,792
判4	簡○	979,000	195,800			1,174,800	1,096,112	1,757,916	1,096,112	1,757,916	19,805,656
判5	簡1	829,000	165,800			994,800	928,169	1,488,573	928,169	1,488,573	16,771,084
判6	簡2	716,000	143,200			859,200	801,651	1,285,667	801,651	1,285,667	14,485,036
判7	簡3	644,000	128,800			772,800	721,038	1,156,382	721,038	1,156,382	13,028,440
判8	簡4	584,000	116,800			700,800	653,861	1,048,645	653,861	1,048,645	11,814,612
判9	簡5	526,000	105,200			631,200	588,922	944,498	588,922	944,498	10,641,240
判10	簡6	462,000	94,700	11,500		568,200	834,309	975,975	834,309	975,975	10,438,968
判11	簡7	443,900	91,080	11,500		546,480	802,190	937,738	802,190	937,738	10,037,616
判12	簡8	409,000	84,100	11,500		504,600	740,260	864,012	740,260	864,012	9,263,744
判13	簡9	390,800	80,460	11,500		482,760	666,930	776,715	666,930	776,715	8,680,410
判14	簡10	366,300	75,560	11,500		453,360	626,027	728,021	626,027	728,021	8,148,416
判15	簡11	339,700	70,840	14,500	19,200	444,240	607,732	492,225	607,732	492,225	7,530,794
判16	簡12	325,300	67,960	14,500	31,800	439,560	582,892	471,359	582,892	471,359	7,383,222
判17	簡13	309,000	64,700	14,500	46,000	434,200	554,775	447,741	554,775	447,741	7,215,432
判18	簡14	300,100	62,920	14,500	54,100	431,620	539,422	434,844	539,422	434,844	7,127,972
判19	簡15	283,300	59,560	14,500	70,000	427,360	489,195	392,653	489,195	392,653	6,892,016
判20	簡16	274,500	57,800	14,500	75,100	421,900	474,675	380,457	474,675	380,457	6,773,064
判21	簡17	269,100	56,720	14,500	83,900	424,220	445,582	356,019	445,582	356,019	6,693,842
判22	簡18	265,300	55,960	14,500	87,800	423,560	439,597	350,991	439,597	350,991	6,663,896
判23	簡19	255,000	53,900	14,500		323,400	423,375	337,365	423,375	337,365	5,402,280
判24	簡20	247,100	52,320	14,500		313,920	392,400	311,346	392,400	311,346	5,174,532

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律附則第3条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(3,000円)及び子1人(11,500円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5、簡10、検13、副8」から「補12、簡17、検20、副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3.45月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1~8」、「簡〇~4」、「検1~8」及び「副〇~2」の者は、期末手当(1.325月分)及び勤勉手当(2.125月分)を、「補1~4」、「簡5~9」、「検9~12」及び「副3~7」の者については、期末手当(2.1月分)及び勤勉手当(2.5月分)を、「補5、簡10」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2.5月分)及び勤勉手当(2.1月分)をそれぞれ掲げた。
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検7」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3、4」、「簡8、9」、「検11、12」及び「副6、7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額の20%を加算し、「補5~8」、「簡10~13」、「検13~16」及び「副8~11」の者については報酬又は俸給月額の15%を、「補9、10」、「簡14、15」、「検17、18」及び「副12、13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11、12」、「簡16、17」、「検19、20」及び「副14~16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。